

8 収入基準

県営住宅の申込みには、あなたの収入（月収額）が一定の基準内であることが必要です。
次の計算方法により、あなたの収入が基準内かどうかを確かめてください。

(1) 月収額の計算方法

- ① 申込者の世帯全員の年間総所得金額を対象とします。
（例えば、夫（又は妻）が単身赴任等で入居時に同居しない場合でも、申込者の世帯全員）
の年間総所得金額に夫（又は妻）の所得を含みます。
- ② 各々の年間総所得金額から個別の控除額を差し引いたものを合算します。
- ③ 合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を差し引いたものを、12で割り、**月収額**を算出します。

《算式》

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">②</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">③</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">④</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">年間総所得金額 ※</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">- 個別の特別控除</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">- 一般控除</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">+ その他の特別控除</td> </tr> </table>	①	②	③	④	年間総所得金額 ※	- 個別の特別控除	- 一般控除	+ その他の特別控除	÷ 12 =	世帯の月収額 <small>（小数点以下は切捨てください）</small>
①	②	③	④							
年間総所得金額 ※	- 個別の特別控除	- 一般控除	+ その他の特別控除							
<small>※各人に給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある場合は、各人の給与所得又は公的年金等に係る雑所得から10万円（給与年金控除）を控除した金額とする。 （詳しくは、13ページ表3各種控除一覧表をご覧ください。）</small>			↓ この金額を次の表にあてはめてください。							

月 収 額	申 込 資 格
214,000円を超える	なし
214,000円以下	裁量階層の申込資格あり
158,000円以下	一般世帯の申込資格あり

※ 一般世帯と裁量階層については8ページの説明を参照してください。

※入居後、引き続き3年以上居住し、かつ月収額が158,000円（裁量階層の世帯は214,000円）を超える場合は収入超過者となり、住宅を明け渡すよう努めなければなりません。

(2) 収入の種類

収入計算の対象となる収入	収入計算の対象とならない収入
<p>申込者及び同居親族（婚約者を含む）が得ている収入で、次に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民年金、厚生年金、恩給等（ただし、遺族年金、障害年金は対象になりません。） ○ 給与、賞与、残業その他の手当（アルバイト・パート等の収入も含む。） ○ 事業による所得（生命保険の外交員等の報酬も含みます。） ○ 日雇い等による所得 ○ その他、利子・配当など継続的な収入で課税対象になるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護の扶助料 ○ 各種の原爆被爆者手当 ○ 雇用保険金 ○ 労災保険金 ○ 休業補償 ○ 遺族が受給している恩給及び年金 ○ 障害年金、障害福祉年金 ○ 母子年金、母子福祉年金 ○ 老齢福祉年金 ○ 給与所得者の一定額までの通勤手当 ○ 仕送り ○ 学費に充てるために給付される奨学金などの非課税所得並びに退職金及び譲渡所得などの一時的な所得

(注) 過去又は現在に収入があっても、入居可能日までに退職される方は、収入は0円とします。

(3) 所得の合算

次のような場合は、所得を合算して計算してください。

- 申込世帯の中で、2人以上に収入があるときは、収入のある方全員の年間総所得金額を個別に算出したものを合算します。
- 1人で2種類以上の収入を得ているとき（例：年金と給与、給与と事業所得等）は、年間総所得金額を個別に算出したものを合算します。（19ページの計算例参照）
- 1人で同じ種類の収入を2カ所以上から得ているとき（例：2カ所以上から給与を得ている、2種類の年金を得ている等）は、まず総支給額を合算してから年間総所得金額を出します。